

開設までの手続きとその流れ

① 開設意向の申し出

市に開設意向の申し出（市民農園開設計画事前申出書の提出）

② 貸付協定の締結

適切な農地利用を確保する方法等一定のルール（農地の利用、管理方法）を定めた貸付協定を羽曳野市と開設者との間で締結します。

③ 貸付規程の作成

市民農園の運営に関して必要な事項（貸付ルール等）を定めた規程を作成します。

- （ア） 農園（農地）の所在、地番及び面積
- （イ） 募集及び選考の方法
- （ウ） 貸付期間・貸付条件
- （エ） 農園の管理・運営方法
- （オ） その他必要な事項

④ 農業委員会に承認申請書の提出

「特定農地貸付けの承認申請書」に必要な書類を添えて提出します。

⑤ 農業委員会による承認

委員会で次の項目について審査します。

- （ア） 周辺農地の効率的な利用等の見地から申請地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を越えないこと。
- （イ） 募集及び選考方法が公平かつ適正なものであること。
- （ウ） ③の（ウ）～（オ）が有効かつ適正なものであること。
- （エ） 小作地でないこと。

⑥ 開園手続完了

貸付協定及び貸付規程に基づき、開設者において募集・選考など貸出手続きを進めてください。